

特別養護老人ホームみちあい[3割]負担サービス費用【1ヵ月(30日)当たり】令和6年4月現在

要介護度	①介護保険料1割負担額(月額)	介護保険負担限度	②居住費(月額)	③食費(月額)	(①+②+③+④)×30日 1ヶ月(30日)当たりの総額
要介護1	2,072	第1段階	820	300	110,760
		第2段階	820	390	113,460
		第3段階(1)	1,310	650	135,960
		第3段階(2)	1,310	1,360	157,260
		第4段階	2,006	1,445	180,690
要介護2	2,288	第1段階	820	300	117,240
		第2段階	820	390	119,940
		第3段階(1)	1,310	650	142,440
		第3段階(2)	1,310	1,360	163,740
		第4段階	2,006	1,445	187,170
要介護3	2,517	第1段階	820	300	124,110
		第2段階	820	390	126,810
		第3段階(1)	1,310	650	149,310
		第3段階(2)	1,310	1,360	170,610
		第4段階	2,006	1,445	194,040
要介護4	2,739	第1段階	820	300	130,770
		第2段階	820	390	133,470
		第3段階(1)	1,310	650	155,970
		第3段階(2)	1,310	1,360	177,270
		第4段階	2,006	1,445	200,700
要介護5	2,953	第1段階	820	300	137,190
		第2段階	820	390	139,890
		第3段階(1)	1,310	650	162,390
		第3段階(2)	1,310	1,360	183,690
		第4段階	2,006	1,445	207,120
④施設利用料(月額)・・・		500円			
内訳(日常生活費・・・250円 出納管理費・・・100円 教養娯楽費・・・150円)					

◆【5】各加算負担額 ※該当する場合のみ

- ・初期加算・・・30単位
- ・夜勤職員配置加算【Ⅱ】イ・・・46単位
- ・看護体制加算Ⅰイ・・・12単位
- ・経口移行加算・・・28単位
- ・口腔衛生管理加算【Ⅰ】・・・90単位
- ・配置医師緊急時対応加算
通常勤務時間外・・・325単位
早朝・夜間の場合・・・650単位
深夜の場合・・・1300単位
- ・介護職員処遇改善加算【Ⅰ】・・・月々の総単位数×10.27(地域区分)×8.3%の3割をご負担いただきます。
- ・ベースアップ等支援加算・・・月々の総単位数×10.27(地域区分)×1.6%の3割をご負担いただきます。
- ・栄養マネジメント強化加算・・・11単位
- ・療養食加算・・・6単位
- ・外泊時費用・・・246単位
- ・サービス提供体制強化加算【Ⅱ】・・・18単位
- ・看取り介護加算
死亡日45日前～31日前・・・72単位
死亡日30日前～4日前・・・144単位
死亡日前々日、前日・・・680単位
死亡日・・・1280単位

※上記表合計は【5】各加算は含まれておりません。該当する加算を合計した金額が1ヵ月当たりの総額となります。
 ※上記の額は概算となります。介護保険の端数処理の関係で、実際より料金と若干の誤差が生じることがあります
 のでご了承ください。また、介護保険法の改正時に上記の額が変更となる場合があります。

《介護保険負担限度額認定者》

- <第1段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
 - <第2段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円以下の方
 - <第3段階(1)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円を超え120万円以下の方
 - <第3段階(2)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間120万円以上の方
- 《介護保険負担限度額認定者以外の方》
- <第4段階> 上記以外の方

《負担限度額認定の対象外》

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②預貯金等が一定額を超える
- <第1段階> 預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える(生活保護受給者を除く)
- <第2段階> 預貯金等資産が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える
- <第3段階(1)> 預貯金等資産が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える
- <第3段階(2)> 預貯金等資産が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える